

答申第 868 号

諮問第 1537 号

件名：特定の職員が百次元から毎朝出勤して来てる事が確認できる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、あるはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「道路維持課企画調査グループ A」とは、平成 28 年度に建設部道路維持課企画調査グループに在籍していた職員（以下「A 職員」という。）と解した。

また、「百次元から毎朝出勤して来てる事が確認できる文書」とは、百次元から通勤している旨の通勤経路を確認できる通勤届、通勤手当認定簿などの文書と解した。

本件開示請求書の備考欄のうち担当課等欄には審査請求人が「河川課」と記載しており、建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書に対する開示請求であることが示されている。

よって、本件請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、A 職員が百次元から通勤している旨の通勤経路を確認できるものと解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

河川課で、他所属の職員の通勤に関する文書を作成又は取得する必要はなく、実際にも存在しない。なお、A 職員が河川課に所属していたこともない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、A 職員が百次元から通勤している旨の通勤経路を確認できるものと解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、河川課で他所属の職員の通勤に関する文書を作成又は取得する必要はなく、実際にも存在せず、また、A 職員が河川課に所属していたこともないとのことである。

イ 本件請求対象文書を作成又は取得していないとする前記アの実施機関の説明は、不自然とはいえない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

道路維持課企画調査グループ A が百次元から毎朝出勤して来てる事が確認できる文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.10.30	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
30. 2.14 (第543回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 3. 7 (第545回審査会)	審議
30. 3.23	答申